

# 化学教育賞等選考委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本化学会（以下「本会」と言う。）会務部門規程及び委員会規程に基づき、会務部門傘下の化学教育賞等選考委員会（以下「委員会」と言う。）の運営等の方法に関する事項について定め、委員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会の任務は、化学教育賞及び化学教育有功賞の候補者を選考することである。

(委員会の構成)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員7名で構成する。

(委員等の選任)

第4条 委員長、副委員長及び委員の選任は、次の通りとする。

(1) 委員会規程の定めにかかわらず、委員長及び副委員長は、会務部門長が候補者を選考し、運営会議の承認を得て会務部門長が委嘱する。なお、原則として、委員長候補者としては、前年の副委員長を選考するものとする。

(2) 委員は、各支部又は会長から推薦された委員候補者並びに教育・普及部門から推薦された委員候補者のなかから、委員会規程の定めにかかわらず委員長及び副委員長が選考し、会務部門長が委嘱する。ただし、各支部から推薦する選考委員候補者数は、支部所属の個人正会員数に比例し、定員の2倍数を候補者として挙げる。

(3) 委員は、支部または会長から推薦された委員候補者並びに教育・普及部門から推薦された委員候補者のなかから、委員長及び副委員長が選考し、会務部門長が委嘱する。ただし、各支部から推薦する選考委員候補者数は、支部所属の個人正会員数に比例し、定員の2倍数を候補者として挙げる。

(4) また、委員の委嘱に当っては、あらかじめ委員会開催の日取りを委員候補者に知らせ、委員会に出席できることを受諾の条件とする。

(5) 化学教育賞又は化学教育有功賞の候補者として委員会に推薦された者（以下「推薦候補者」と言う。）、本部、支部推薦委員会委員、及びディビジョン主査は、委員になることはできない。

(6) 委員委嘱後、委員が推薦候補者となった場合、及び、推薦候補者と直接的に利害関係者となる場合には、委員を辞退するものとする。この辞退者が出た場合及び委員委嘱の際に辞退者が出た場合は、委員長に人選を一任する。

(運営及び授賞件)

第5条 委員会の運営については、表彰規程、部門規程、会務部門規程及び委員会規程に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 委員会には、担当理事が出席する。

3 授賞件数は、化学教育賞は3件以内、化学教育有功賞は5件以内とする。

(賞の対象)

第6条 化学教育賞及び化学教育有功賞の授賞対象は、次のとおりとする。

(1) 化学教育賞は、原則として本会会員であって、国際的または全国的視野において化学教育上、特に顕著な業績又は功績のあった者に授与する。

(2) 化学教育有功賞は、本会会員に限らず、化学教育に従事し、その組織又は地域において教育上顕著な業績又は功績のあった者、もしくは独創的な着想に基づく教育や評価方法の考案によって教育上顕著な貢献のあった者に授与する。

(候補者推薦手順)

第7条 化学教育賞及び化学教育有功賞受賞候補者の推薦に当り、各支部長は必要に応じ、その支部内の都道府県にある化学教育関係研究機関・団体等の協力を得て候補者を選び所定の様式による推薦書を作成し、受賞候補者を会長あてに8月末日までに推薦する。

(本部推薦委員会)

第8条 化学教育賞及び化学教育有功賞の候補者を推薦するため、本部推薦委員会を設置する。本部推薦委員会は教育・普及部門に委任する。

2 教育・普及部門は、本部推薦委員会を6月末日までに設置し、化学教育賞、化学教育有功賞の候補者を全国的視野で発掘し、委員会あて8月末日までに推薦する。

(ディビジョン主査からの推薦)

第9条 各ディビジョン主査は、化学教育賞及び化学教育有功賞の候補者を推薦することができる。各ディビジョン主査は、所定の様式による推薦書を作成し、受賞候補者を委員会あて8月末日までに推薦する。

(推薦件数)

第10条 支部長、本部推薦委員会委員長、及び各ディビジョン主査から推薦できる化学教育賞及び化学教育有功賞の推薦候補者数は、特には制限を設けない。

(委員会における審議及び選考)

第11条 委員会は、原則として年1回、11月第1週の火曜日に開催し、化学教育賞及び化学教育有功賞の推薦候補者の業績内容の審議及び受賞候補者の選考を行う。この選考は、推薦候補者それぞれについて意見交換を行った後、投票により行い、業績説明などは行わない。

2 委員会を開催した際は議事録を作成し、会務部門長に提出しなければならない。

(選考結果の報告)

第12条 委員会は、受賞候補者の選定理由書を添えて12月20日までに会長に選考結果を報告しなければならない。

(受賞者の決定)

第13条 会長は、委員会から報告のあった受賞候補者を理事会に諮り、その承認を得て受賞者を決定する。

(受賞者の表彰)

第14条 受賞者の表彰は、毎年、表彰式において行い、表彰楯を授与する。

(賞の英文名)

第15条 化学教育賞の英文名は、“The Chemical Society of Japan Award for Chemical Education for (受賞西暦年度)”、化学教育有功賞の英文名は、“The Chemical Society of Japan Award for Merits for Chemical Education for (受賞西暦年度)”とする。

(改 廃)

第16条 この規則の改廃は、担当理事の発議で会務部門長が決定する。

附 則

- 1 この規則の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規則は、公益社団法人日本化学会の設立登記の日（平成23年3月1日）から施行する。

（平成23年2月28日 会務部門長決定 制定）